

## 大口町不当要求行為等対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員の公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する町民の信頼を確保し、公正かつ公平な町政の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 長が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
  - (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関し、不適當な行為
  - (3) 本町の競争入札の参加資格を有する業者に関し、特定の業者の経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
  - (4) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
  - (5) 町が行おうとしている不利益処分に関し、当該不利益処分の被処分者となるべき事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は要綱で定められた基準等の規定に違反する行為であって、当該行為により特定の事業者等又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- 2 この要綱において「暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 暴力行為 身体の一部や器具を使って、故意に相手を傷つけようとする行為又は相手が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為若しくは正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為
  - (2) 正当な理由もなく面接を強要する行為 正常な状態で面接することが困難とし、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
  - (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為 大声又は相手を

罵倒する言動等で、聞くに堪えない程度の不快感を与える行為

- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとする行為 権利若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為

(職務の責務)

第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、町民に対し、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかなければならない。

- 2 職員は、違法又は前条第1項規定する公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為（不行為を含む。以下同じ。）を求める要求があった場合は、これを拒否しなければならない。

- 3 職員は、前条第1項に規定する公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求又は前条第2項に規定する暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為（以下「不当要求行為等」という。）があった場合は、直ちに上司に報告しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者は、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

- 2 管理監督者は、部下職員から前条第3項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該報告内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められる場合は、次条に定めるところにより、大口町不当要求行為等対策委員会に通知しなければならない。

- 3 管理監督者は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに異動に際しては、後任者に確実に引き継がなければならない。

(対策委員会への通知)

第5条 前条第2項の規定による大口町不当要求行為等対策委員会への通知は、不当要求行為等発生通知表（別表）に相手方との面談記録その他必要な資料を添付

し、不当要求行為等対策リーダーが行うものとする。

(大口町不当要求行為等対策委員会)

第6条 本町の業務執行における不当要求行為等を未然に防止するとともに、町としての統一的な対応方針等を定めることにより、職員の安全と公務の円滑かつ適切な執行を確保するために、大口町不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 町長

(2) 副町長

(3) 教育長

(4) 各部室（局）の長

3 対策委員会に委員長を置き、町長をもって充てる。

4 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 対策委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

6 対策委員会の庶務は、総務部政策推進課において行う。

(所掌事務)

第7条 対策委員会は、次の事務を所掌する。

(1) 第5条の規定に基づく通知に関する対応方針及び事後措置の協議検討に関すること。

(2) 不当要求行為等に関する情報交換及び各部室（局）課の連絡調整に関すること。

(3) その他不当要求行為等対策に関すること。

(不当要求行為等の行為者への警告及び法的措置)

第8条 町長は、対策委員会の協議結果に基づき不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 町長は、競争入札の参加資格を有する業者に対して前項の警告を行った場合は、大口町業者指名停止措置要領（平成15年大口長訓令第2号）に定めるところにより当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講じるものとする。

3 町長は、対策委員会の協議結果に基づき必要があると認めるときは、告訴、告発、仮処分の申請、訴えの提起等の法的措置を講じるものとする。

(対策リーダー)

第9条 各部室(局)課の不当要求行為等を防止するとともに適切な対策を講じるために、各課に不当要求行為等対策リーダー(以下「対策リーダー」という。)を置く。

2 対策リーダーは各課の長とする。

3 対策リーダーは、不当要求行為等の防止及び対策に関する総括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに対策委員会との連絡等を行うものとする。

4 対策リーダーは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する不当要求防止責任者として、愛知県公安委員会の開催する責任者講習の受講その他同法に定める不当要求の防止に係る業務を行うものとする。

(不当要求行為等発生時の措置)

第10条 それぞれの職種において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対し注意若しくは警告を発し、退去を命じ、排除を行い又は警察への通報等の措置をとり、併せて不当要求行為等発生通知表により対策リーダーに報告しなければならない。

(職員への配慮等)

第11条 町長は、職員が第4条第2項の規定に基づく通知を行ったことにより、正当な理由なく不利益な取扱いを受けることがないように必要な配慮を行わなければならない。

2 町長は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から個人として職場内外で不当な権利侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するために、不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、関係機関への連絡、弁護士のあっせん等の必要な援助をするものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等対策に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成15年11月28日 大口町訓令第16号）

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日 大口町訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第24号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第5条・第10条関係）

不 当 要 求 行 為 等 発 生 通 知 表

連絡所属	部	課
所属長名		
発生日時	年 月 日 ( )	時 分～ 時 分
対応職員		
相手方氏名 又は名称		
事案の概要		
対応状況		
参考事項		

備考 参考となる資料（面談記録、録音テープ等）がある場合は、写しを添付してください。